

# ZuttoRide セーフティライド会 総則

セーフティライド会の趣旨はサイクリングの健全なる発達とその普及に努めるとともに、サイクリング及びヘルメットの着用推進や交通安全の啓蒙活動を行うことです。

当クラブは2019年11月1日に設立されます。

## 規約

### 第1条 (名称)

本クラブの名称をセーフティライド会と称す。

### 第2条 (本部および連絡先)

本クラブの本部を以下に置く。

愛知県名古屋市中区千代田2丁目6番16号

### 第3条 (入会資格)

本会は、原則として日本国内に在住、在勤する者を持って組織する。

### 第4条 (目的)

当クラブは、会員の親睦をはかり、真のサイクリングの楽しさを味わい、かつサイクリストの知識・技術・教養を高め、サイクリングの普及に寄与することを目的とする。

### 第5条 (特典)

会員には、ZuttoRide Sharing株式会社が運営するCycleTripのサービス利用料10%を割引する特典の享受を認める。

### 第6条 (活動)

このクラブは、第4条の目的達成のため、下記の活動を行う。  
ツーリング

- 自転車に乗る際はヘルメットの着用を推進し、交通安全の啓蒙活動を行う
- 協会行事への参加
- サイクリング普及への協力(情報発信)
- その他サイクリング普及のためのツーリングイベント開催

### 第7条 (会員資格)

このクラブの会員資格は、正会員及び準会員のみとする。会員は、本会の目的に賛同し、本規約を承諾したうえで事務局への入会申し込みが完了した個人とする。

### 第8条 (正会員)

正会員は、このクラブの目的に賛同し、第6条の活動に積極的に参加する者とする。

ただし、未成年者の入会は保護者の同意を必要とする。準会員は、このクラブの目的に賛同し、第6条の活動に参加する者とする。

ただし、未成年者の入会は保護者の同意を必要とする。

### 第9条 (役員)

1. 本会運営のために、次の役員を置く。会員の互選により、過半数の同意をもって選任する。役員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

会長 1名

副会長 1名

事務局(会計を含む) 1名

会計監査 1名

2. 各役員の職務は次のとおりとする。

会長は、本会を代表して会を総括し、会議を招集し議長を決める。

副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。

会計は、会計は、会の出納事務を処理し、それらに関する帳簿及び書類を管理する。

監査は、本会の会計を監査する。

3. 役員が規約に違反した場合、又は本会の名誉を傷つける行為をした場合は、総会の議決により解任することができる。

### 第10条 (総会)

1. 総会の招集は会長が行う。
2. 総会の議長は会長が務める。
3. 会員は必要に応じて、議決事項を提示して臨時総会の招集を請求することができる。
4. 総会は正会員の過半数を超える参加で成立し、参加会員過半数の賛成で議案は成立するものとする。但し書面表決書または委任状をもって出席とみなすことができる。
5. 議案の決議は出席者の過半数の賛成でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
6. 総会の決議事項及び報告事項は、次のとおりとする。
  - (1) 規約の改正に関する事項
  - (2) 会員の加入及び脱退に関する事項
  - (3) 事業報告及び決算、事業計画及び予算
  - (4) 役員の変更
  - (5) その他必要と認められた事項

### 第11条 (総会の議事録)

1. 総会の議事については、議長が次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1名以上が署名捺印しなければならない。

3. 議事録は会長が保管し、会員の請求があったときは議事録を閲覧させなければならない。

総会は、当クラブの最高議決機関であり役員を選出、活動・会計報告、及び予算案と行事予定を討議・承認する。なお、総会は正会員の過半数を超える参加で成立し、参加会員過半数の賛成で議案は成立するものとする。

### 第12条 (役員会)

上記第9条に規定されている役員で構成される役員会を必要に応じて開催する事とする。

### 第13条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### 第14条 (変更)

この会則は、総会において、出席者の3分の2以上の承認があれば変更できる。

付則 この会則は、2019年11月1日から施行する。

### 第15条 (諸規程)

必要に応じ諸規程を別途定めるものとする。

### 付則

本規約は、令和元年11月1日制定し、即日これを施行する。